

## 第19条（権限の委任）

### （権限の委任）

第十九条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

## 1 本条の概要

本条は、報告の徴収、助言、指導及び勧告（法第15条）並びに公表（法第16条）の権限については、内閣総理大臣の権限を消費者庁長官に委任する旨を規定するものである。

## 2 本条の趣旨

報告の徴収、助言、指導及び勧告（法第15条）並びに公表（法第16条）の権限については、個別具体的な事案において行使されるものであり、公益通報者の保護に関する実務に精通した消費者庁に担わせることが適当であるため、内閣総理大臣の権限を消費者庁長官に委任する旨が規定されたものである。

## 3 本条の解釈

### (1) 「政令で定めるものを除く」

本条の規定により、内閣総理大臣は、政令で定めるものを除き、本法による権限を消費者庁長官に委任することとしているところ、法第11条第4項に基づく指針については、事業者にとらせる措置の内容に関わるという性質のものであり重要性が高いことから、その策定する権限は、消費者庁長官に委任する権限から除外する旨が、公益通報者保護法第十九条の規定により消費者庁長官に委任されない権限を定める政令に規定されている。

## ○ [参照条文]

[参考] 公益通報者保護法第十九条の規定により消費者庁長官に委任されない権限を定める政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。公益通報者保護法第十九条の政令で定める権限は、同法第十一条第四項の規定並びに同条第五項及び第六項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。